

議案第 50 号

財産の無償譲渡について

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成 25 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

1 無償譲渡をする財産（建物）

所在地 三豊市山本町財田西 1449 番地 20（旧三豊市山本町いこいの家）

構造・面積 木造平屋建：284.28 平方メートル

鉄骨造平屋建：13.35 平方メートル

2 無償譲渡の相手方

所在地 香川県観音寺市流岡町 1750 番地 10

名称 社会福祉法人三豊広域福祉会

3 無償譲渡の理由

当該財産は、三観広域行政組合クリーンセンター建設時に、地域住民の健康増進を目的として公衆浴場併設施設として設置されて利用されてきたが、平成 20 年度以降は休館した状態である。今般、社会福祉法人三豊広域福祉会から知的障害者のグループホームとして利用したいとの要望があり、使用目的が障害者福祉施策の促進に貢献することや、同法人が公共的団体であることから、当該財産を無償で譲渡しようとするものである。

4 無償譲渡の条件

障害者福祉の用途に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 無償譲渡をする日

平成 25 年 4 月 1 日